

2025 年 9 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社京橋アートレジデンス
(コード番号 5536 TOKYO PRO Market)
代表者名 代 表 取 締 役 西 谷 明 久
問合せ先 取締役 常務執行役員 管理本部長 江野澤 健明
T E L 03-6228-6777
U R L <https://www.kyo-resi.jp/>

取締役に対するストック・オプションとしての報酬等の額および内容に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 361 条の規定に基づき、当社の取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容に関する議案（以下、「本議案」といいます。）を、2025 年 10 月 20 日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. スtock・オプションに関する報酬等の額

当社の取締役の報酬等の額は、2025 年 2 月 26 日開催の第 30 期定時株主総会において、年額 300 百万円以内としてご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対する報酬等として、新たにストック・オプションとしての新株予約権の付与のための報酬を決定することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対してストック・オプションとしての新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）として支給する報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額 100 百万円以内といたします。また、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は 1.8%とその希釈化率は軽微であることから、本件ストック・オプションの付与について相当であると判断しております。なお、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。対象取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数に乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権 1 個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

（１）新株予約権の数の上限

各事業年度に係る定時株主総会開催日から１年以内に発行する新株予約権の数の上限は、1,000 個(100,000 株)とする。

（２）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

（３）各本新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、金 1,005 円とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の付与決議後 2 年を経過した日から 10 年を経過する日まで（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）の範囲内で、当社取締役会決議により決定する期間とする。

（６）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

（７）新株予約権の行使の条件

1. 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
2. その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議により決定する。

（８）新株予約権の取得に関する事項

1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- （9）その他の新株予約権の募集事項
- その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

（ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、当社の従業員に対しても上記と同内容の新株予約権を当社取締役会決議により発行する予定です。

以 上